

香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和8年2月21日

香芝市教育委員会教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会規則第2号

香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市立幼稚園における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定による乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、香芝市立幼稚園設置条例（昭和46年条例第14号）第2条の香芝市立旭ヶ丘幼稚園とする。

(実施日及び実施時間)

第3条 事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 水曜日
- (2) 香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に掲げる日
- (3) 8月13日から同月15日まで
- (4) その他香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業を実施しないことが適当であると認める日

2 事業を実施する時間は、前項の事業を実施する日の午前9時から午前11時まで及び午後1時30分から午後3時30分までとする。

(利用者)

第4条 事業を利用することができる者は、香芝市の乳児等支援給付認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15第2項の乳児等支援給付認定をいう。）を受けた保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に係る支給対象小学校就学前子ども（同法第34条の14の支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）とする。

(利用定員)

第5条 実施施設の利用定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる人数とする。

- (1) 0歳6月以上満1歳未満 2人
- (2) 満1歳以上満2歳未満 3人

(3) 満2歳以上満3歳未満 3人

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、事業の実施に支障がない範囲において、臨時に同項の利用定員を増やすことができる。

(利用時間の上限)

第6条 事業を利用することができる時間は、事業を利用する乳児又は幼児1人につき、1月当たり10時間を上限とする。

(利用の予約等)

第7条 乳児等支援給付認定保護者は、事業を利用するに当たり、こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「支援システム」という。）により、利用を希望する日から起算して31日前から7日前までに、利用の予約をしなければならない。

2 乳児等支援給付認定保護者及びその支給対象小学校就学前子どもは、初めて利用の予約をするときは、当該予約をする前に、実施施設が行う面談を受けなければならない。

3 実施施設は、第1項の利用の予約があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用を承認し、支援システムにより当該申請をした乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

4 実施施設は、前項の規定による審査の結果、利用を承認しないことを決定したときは、支援システムにより当該申請をした乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

5 第1項及び前2項の規定にかかわらず、支援システムを用いることができない特別の事情がある場合は、電話により利用の予約を行うことができる。この場合において、第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者への通知にあつては口頭により、前項に規定する乳児等支援給付認定保護者への通知にあつては利用不承認通知書により行うものとする。

(利用の予約の取消し)

第8条 前条第3項の規定により利用の承認を受けた者は、利用の予約を取り消そうとするときは、利用日の前日午後5時までに、支援システム又は電話により、利用の予約を取り消す旨を申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申出がない場合は、事業を利用したものとみなす。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (準備行為)

2 事業の実施に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。